



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



行政茨城 2012.3 No. 201

CONTENTS

御挨拶	2
通知・通達	3
事業	20
<ul style="list-style-type: none"> ○総務部 ○広報・監察部 ○国土農地部 ○運輸交通部 ○環境部 ○保健風営部 ○国際部 ○暴力団等排除総合対策委員会 	
支部だより	53
<ul style="list-style-type: none"> ○県南支部 ○水戸支部 ○県西支部 ○県北支部 ○鹿行支部 	
政治連盟ニュース	61
会員	62
<ul style="list-style-type: none"> ○新入会員の紹介 ○退会された会員 ○ご逝去された会員 ○変更届 ○補助者の動静 ○会員の御見舞 ○家族の動静 	
本会活動報告	67
事務局だより	70
編集後記	72